

議案第七十号

港区景観条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年十一月二十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区景観条例の一部を改正する条例

港区景観条例（平成二十一年港区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第十二条第一項の規定による届出」を「次に掲げる行為」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第十二条第一項の規定による届出

二 東京都屋外広告物条例（昭和二十四年東京都条例第百号）第八条、第十五条、第十六条、第二十七条第一項又は第三十条第一項の規定による許可を要する行為

第十四条第五項中「八人」を「十二人」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項及び第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項（同項第一号に掲げる行為に係る協議に限る。）」

に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第二号に掲げる行為に係る協議をした者は、当該協議に係る行為の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、区規則で定めるところにより、区長に協議しなければならない。ただし、第四項の規定による指導又は助言を受けて、区長が必要と認める範囲内で当該協議に係る行為の内容を変更しようとする場合は、この限りでない。

第十六条の見出し中「の手續等」を「及び公表」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「勧告を受けた」を「公表の対象となる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 区長は、第十四条第一項（同項第二号に掲げる行為に係る協議に限る。）又は第二項の規定に違反して、協議をせず、又は虚偽の内容により協議をした者について、あらかじめ、第二十四条の港区景観審議会の意見を聴いた上で、その旨を公表することができる。

第十八条の見出し中「行為完了」の下に「又は行為中止」を加え、同条中「又は」を「若しくは」に改め、「による届出」の下に「又は第十四条第一項（同項第二号に掲げる行為に係る協議に限る。）若しくは第二項の規定による協議」を、「当該届出」の下に「又は協議」を加え、「完了した」を「完了し、又は行為を中止した」に改める。

第二十四条第二項第一号中「第十六条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、付則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の港区景観条例（以下「改正後の条例」という。）第十四条第一項（同項第二号に掲げる行為に係る協議に限る。以下同じ。）及び第二項の規定は、施行日以後に東京都屋外広告物条例（昭和二十四年東京都条例第百号）第八条、第十五条、第十六条、第二十七条第一項又は第三十条第一項の規定による許可（以下「東京都屋外広告物条例に基づく許可」という。）を受ける行為について適用する。

3 施行日以後に東京都屋外広告物条例に基づく許可を受けようとする者は、施行日前においても改正後の条例第十四条第一項及び第二項の規定による協議をすることができる。

4 改正後の条例第十八条の規定（行為を中止した場合における報告に限る。）は、施行日以後に景観法（平成十六年法律第百十号）第十六条第一項若しくは第二項の規定による届出又は東京都屋外広告物条例に基づく許可を受けるために改正後の条例第十四条第一項若しくは第二項の規定による協議をした者について適用する。

(説明)

屋外広告物について、事前協議の対象とするため、本案を提出いたします。